

第 3 章 道路編

第 1 節 道路環境調査業務等積算基準（運用）

計画調整課

第1節 道路環境調査業務等積算基準（運用）

1-1	道路環境調査業務等積算について	3-1
-----	-----------------------	-----

第1節 道路環境調査業務等積算基準（運用）

1-1 道路環境調査業務等積算について

1-1-1 適用範囲

道路事業に係わる環境調査業務等を委託等により実施する場合の調査内容は、「道路環境影響評価の技術手法」に基づく既存資料調査及び現地調査とする。

この場合の積算については、見積り積算を基本とする。なお、大気、騒音、振動調査において、見積徴集する際には、業務等の内「現地調査」に係わる費用は、「測量業務」とする。予測・評価等高度な技術力を要するものに係る費用は、「設計業務」として見積徴集することを基本とする。

※ 入札説明書において、例えば測量業務の場合は、主任技術者に測量以外の土木建設コンサルタントの技術士（建設環境）等の資格も認めることとする等、技術者資格や主たる工種については業務実態に合わせた記載とされたい。